

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十号

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「する者」の下に「（以下「申請者」という。）」を加え、「前日」を「十四日前」に、「書面」を「規則で定めるところ」に、「周知するよう努めなければならぬ」を「周知しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、規則で定める事項を変更しようとする場合は、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を、規則で定める者に対し、規則で定めるところにより周知しなければならない。この場合において、当該営業者は、当該周知の実施状況を記載した書類を、速やかに、区長に提出しなければならない。

3 申請者又は営業者は、前二項の規定により実施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録し、三年間保存しなければならない。

第五条第十二号中「旅館業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者に改める。

第八条第一号中「宿泊者」を「玄関帳場を設ける場合には、宿泊者」に改め、「玄関帳場を設置する」及びただし書を削り、同条に次の五号を加える。

九 サウナ室又はサウナ設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア サウナ室内又はサウナ設備を設ける室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

イ 火災その他の危害（以下「火災等」という。）の発生に適切に対処できる構造であること。

ウ 宿泊者の見やすい箇所に、火災等が発生しないよう入浴上の注意に係る表示を掲示すること。

エ サウナ室内又はサウナ設備を設ける室内には、非常用ブザー等を宿泊者の見やすい場所に設けること。

十 施設において生じた廃棄物を周辺地域の生活環境に影響を与えずに保管するための設備を設けること。

十一 次の基準に適合する営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋を設けること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。

ア 営業時間中に営業従事者が常駐するために十分な広さとする事。

イ 営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋と客室、廊下等との境は、

壁造り又は規則で定めるものであること（出入口及び窓を除く。）。

十二 営業時間中に営業従事者が使用するための便所その他の設備を設けること。

十三 営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅である営業施設については、

当該施設の住宅に係る部分と営業に係る部分が区画された構造とすること。

第九条第一項第三号イ(1)中「設備」の下に「として規則で定めるもの」を加え、同条第二項中「第八号まで」を「第十三号まで（第五条第六号イに掲げる営業の施設については、前条第十一号から第十三号までを除く。）」に改める。

第十条中「同条第三号」を「第三号」に、「第八号」を「第十三号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条第十二号の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は、令和八年十一月七日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定は、令和八年十一月二十二日以後に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）について適用し、同日前の申請者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二条第二項の規定は、旅館業を営む者が令和八年十一月二十二日以後に同項に規定する事項を変更しようとする場合について適用する。

4 この条例の施行の際、現に旅館業法第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、改正後の条例第八条第九号から第十三号まで（改正後の条例第九条第二項及び第十条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

5 この条例の施行の際、現に旅館業法第三条第一項の規定により経営の許可を受けている簡易宿所営業の施設及び現に簡易宿所営業に係る当該許可の申請がなされている施設の構造設備が、改正後の条例第九条第一項第三号イ(1)の規定により難しい場合には、同号イ(1)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ、
る。ただし、この条例の施行の日以後に簡易宿所営業の施設に係る構造設備の変更をする場合は、この限りでない。